

委員提出資料

※第 8 回委員会（3/26）用として提出されたものを、
前回欠席委員分のみ抜粋

大山 委員	P 1
大仁 委員	P 2
達増 委員	P 4

復興推進委員会 13年3月26日開催
「復興について」

アイリスオーヤマ株式会社
代表取締役社長 大山 健太郎

東日本大震災から丸2年が経ちましたが、被災地の現状を見るとまだ復旧が進んでいないと考えております。安倍政権誕生後、復興予算が19兆円から25兆円に増額され、被災地の復興をバックアップする体制が強化されましたこと、大変感謝しております。

この2年間の復興事業は、①防災の復興、②インフラの復旧、③住宅の復旧・復興を優先に進められてきました。堤防・防潮堤の復旧による津波浸水域の安全確保は当然第一に優先される事業であり、また、道路のかさ上げや上下水道などのインフラ復旧についてもこれからの街づくりには欠かせない事業となります。そして、住宅についても、震災直後の仮設住宅の建設や復興住宅の整備なども被災者が生活の基盤を取り戻す上で重要な事業です。しかしながら、これらの防災、インフラ、復興住宅は被災地がイメージした「復興」ではなく、町を元通りに戻すための公共事業中心の「復旧」だと考えております。

復興予算25兆円は、国家予算が90兆円であることを考えれば非常に大きな予算額となりますが、今回の震災は被災した面積が広域に渡り、25兆円の予算でも足りません。被災した沿岸部の自治体では、復興予算で町が復興しても過疎化がより一層進むことに大きな懸念を抱いております。現在は沿岸部を中心に復興工事にぎわっていますが、復興事業が終われば、一気に人はいなくなってしまう。また、宮城県では仮設住宅4万2000戸のうち、2万1000戸は民間からの賃貸であるみなし仮設となっており、そのみなし仮設のほとんどが仙台市内にあります。そういったみなし仮設に移られた皆さんは、生活の基盤が仙台市内に移り、また子供の学校なども移ってしまっています。生活基盤を移してしまった被災者の方々は、新たに建設される復興住宅に果たして戻るでしょうか。私は若い人が戻らず、復興に時間がかかれば掛るほど、高齢者しか戻らない過疎地になってしまうと思います。被災地域を復興させるためには、働き盛りの人が戻りたいと思う魅力ある企業の誘致が復興への鍵をにぎると考えております。新たな雇用の場を生み出す産業を起し、働きたいと思う企業を誘致することで初めて生活基盤を元の場所に戻すことが可能になります。津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金では1100億円の予算が組まれていますが、宮城県には300億円程度となり、この予算では新たな企業誘致というのは厳しいと考えています。企業立地補助金の積み増しと震災以前より日本が直面している少子高齢化に対する新たな産業創出を試みるなど、被災地に限定した規制緩和等により高齢化社会に向けた施策を進めるべきです。

復興について ～サッカー界からの提言～

公益財団法人日本サッカー協会
会長 大仁 邦彌

日本サッカー協会では2011年3月11日の東日本大震災発生以来、様々な面から復興支援活動を行ってきた。同年3月29日に行った Samurai Blue(日本代表)とJリーグ選抜による復興支援チャリティマッチを皮切りに、サッカー用具などの物資支援、破損したサッカー関連施設の復旧や改修、様々なチャリティイベント・被災地でのサッカーフェスティバル・サッカー教室などの実施、特任コーチの派遣、募金活動など多方面に渡って活動をしてきた。並行してサッカー界においてはJリーグやJクラブ、選手協会、OB会など多くのサッカー関係者がそれぞれに復興支援活動を行ってきている。

これらの活動を経て、サッカーという視点で現状のスポーツ界が復興について課題と認識していることを以下の提言にまとめる。

記

1. サッカー(スポーツ)を通じて、子どもたちの未来を考える

スポーツは多くの人に喜びや感動をもたらすことができる。それは国を代表するトップアスリートが世界を舞台に活躍するワールドカップやオリンピック、世界選手権といったものを見て熱狂することだけでなく、日常生活のなかで運動をし、体を動かし、仲間と協力して勝利を目指すといったことでも同じである。

大人たちが懸命になって子どもたちのためのプレー環境を整えることで、子どもたちに笑顔が溢れ元気になり、それを見守る大人たちがまた活力を得て元気になるという循環を作りあげていくべきである。サッカー界における、これまでの活動実績からも、スポーツにはこのような循環を生み出せるポテンシャルを持っていることは明らかである。未来ある子どもたちが活力ある日々を過ごせるようにならなければ到底震災から復興したとは言えないのではないだろうか。

2. スポーツ界が考える現状の課題

① 子供たちが身近にスポーツや運動を行う場がない、制限されている

特に被災の大きかった沿岸部においては、未だ復旧することなく、広場やグラウンドが更地のままとなっており、一方で、被災を受けなかったエリアでの学校の校庭や自治体のグラウンド等には仮設住宅が建ち、使用できなくなっている。また福島県内においては放射性物質に対する懸念が大きい。これまで国や自治体が除染作業を行ってきてはいるものの、3.11以前と同じレベルで活動することができない状況にある。

② スポーツを行うために遠方へ移動しなければならない

上記の通り、身近にスポーツを行える場が少なくなってしまったことで、スポーツを行うために

沿岸部から内陸部へ移動したり、比較的放射線量が少ないエリアへ移動したりと費用面での負担が増してしまっている。

③指導者が足りない、負担が大きくなっている

被害の大きかった沿岸部地域は、まだ復興途上であり子どもたちに関わることができる大人の数が減少したままの状況となっている。その影響で一人に対してかかる負担が増えてしまっている。

④支援の厚みが場所によって異なる

比較的交通の便がよい地域については、多くのボランティア団体等が入り込み手厚い支援を行なってきている一方で、震災直後の支援以来あまりボランティア団体が来なくなってしまったエリアがある。被災地を一括りにしてはならず、それぞれ個別の場所で個別の状況があるということを踏まえて活動を行なっていく必要がある。

⑤スポーツに関わる様々な団体がそれぞれバラバラに動いてしまっている

サッカー界のみならず多くの他の競技団体やスポーツ選手、チームなどが被災地に赴いて、復興支援活動を行なっている。しかしながら、上述の通り、場所による支援の濃淡が出てきている状況となっている。復興支援をより効果的なものとしていくためには、支援団体や組織を一元的に集約し、ニーズに応じた場所に派遣させるような調整機能を持ち合わせた機関が望まれる。

3. 今後に向けた提言

提言① ハード面(施設整備)の拡充

提言② 復興庁にスポーツを統括する部門を新たに設置する

スポーツが被災地復興のための一つの歯車となり、被災地の人々のために役立つことはこれまでの様々な活動が証明してきている。とりわけスポーツという切り口での復興支援は殆どのケースがソフトを提供していると言える。ハード面(施設整備)での貢献には限界があり、極めて限定的な形でしか支援することができないのが実情である。施設整備を行えるだけのパワーを持ち合わせているのは国や自治体である。

子どもたちが 3.11 以前と同じ環境でスポーツを楽しめる、体を動かすことができる、こういった場を是非とも国や自治体には増やして頂きたい。国や自治体が推進するハード面の整備とともにスポーツ界が持っているソフトを用いて活動していくことで、復興支援活動をより効果的・充実したものにできるのではないかと考える。

とはいえ、ハード面の拡充には時間がかかる。復興支援は継続して行わねばならないものであり、施設整備を待ち続けていては何もできない。その間、復興庁内にスポーツによる復興支援を統括する部門を設置し、そこが被災地の個別のニーズを吸い上げて効果的な支援が行き渡るように各種団体の調整を行う機能を持たせることはできないだろうか。

子どもたちが活力を持って日々の生活を送ることができるようになれば、周りの大人たちも自然と活力を得て、一日でも早い震災からの復興が実現できるはずである。

以上

平成 25 年 3 月 26 日
岩手県知事 達増 拓也

復興の課題について

I 復興の加速のための大震災特例的な措置の創設・充実

東日本大震災津波は、①既存の制度の想定を超えた未曾有の大災害であり、現行制度を前提とした**対処療法的な個別制度の改善による措置では限界**があること、②本県**復興計画に基づく事業の進捗状況**は、用地確保の遅れや関係機関との調整に時間を要すること等により、396 指標のうち 1/3 で「遅れ」が生じていること等から、復興事業を加速するための**大震災特例ともいえる改革**が必要。

1 被災地復興のための人的支援	
提言（必要とする制度）	理由（具体的課題）
① 人的支援の継続とその強化 全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化	○ 平成 25 年度以降、防災まちづくり事業に関連する工事着手が本格化 ・ まちづくりや災害公営住宅等ハード事業を担う技術職員の不足 ・ 用地買収、埋蔵文化財調査等の専門的知識・経験を有する職員の不足
② 国による任期付職員の採用制度の創設 国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討	
③ 派遣職員受入れ経費等の交付税措置の継続 地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費に係る震災復興特別交付税による措置の継続	
④ 民間企業等からの職員受入れ制度の創設 民間企業等から人的支援の申し出等があった場合、民間企業等の職員を円滑に受け入れられるような制度の創設について検討	
⑤ 復興人材のための宿舍の確保 市町村等が活用する場合における応急仮設住宅の解体撤去費に対する国による支援	
⑥ 地方公共団体には、官民人事交流法のような受入制度がないため、身分や給与等の面で不安定になっていること。	
⑦ 応急仮設住宅の解体撤去費について、使用料収入料等に対応願いたい旨の通知。	
2 被災地復興のための復興財源の確保と自由度の高い財源措置	
提言（必要とする制度）	理由（具体的課題）
① 被災地の復興が完了するまでの財源の確保・充実 被災地の復興が完了するまでの間、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源の確保・充実を図ること	○ 被災地の復興に必要な事業が着実かつ迅速に実施される必要。
② 復興交付金事業制度の柔軟な運用等 (1) 復興交付金事業の対象拡大 (2) 効果促進事業について基幹事業のない分野への柔軟な活用を可能とする措置	○ 基幹事業について、特にも「なりわいの再生」に係る産業・観光分野の事業がない状況。
③ 復興費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 今後の復興に支障を及ぼさぬよう、被災地の財政需要の変化等を的確に捉え、地方単独事業を含む地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること	○ 補助の対象とならない事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費など地方単独事業の負担分が本県にとって過重な負担。
④ 取崩し型復興基金の充実・確保 なりわいの再生など今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置が必要	○ 住民の定着促進を通じた地域の復興支援に対する予算が措置（震災復興特別交付税の増額）されたが、住民定着には、「なりわい」の再生が不可欠。
3 事業用地や資材等の円滑かつ迅速な確保に向けた特例措置	
提言（必要とする制度）	理由（具体的課題）
① 所有者不明土地の特別措置 所有者が不明な土地については、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じるべき	○ 防潮堤等の取得予定土地について、107 地区、約 5,300 件の権利者調査の結果、約 1,900 件（約 4 割）に所有者不明等の懸案事項（H25.1 未現在）。 ○ 行方不明者の解決には、裁判所に対する不在者財産管理人の申し立てなど、時間がかかる特別な

<p>② 土地収用手続の迅速化等</p> <p>事業認定に係る要件の緩和や、手続の簡素化等により、権利取得までに要する期間の短縮（1年以内）を図る手法を検討すべき</p>	<p>事務手続が必要（従前3～4か月程度）。</p> <p>○ また、土地所有者との任意契約が困難な場合には、土地収用によることとなるが、事業の認定、収用裁決等に膨大な事務手続と長期にわたる事務処理時間が必要（従前2年以上）。</p>
<p>③ 工事従事者や資材等の不足への対応</p> <p>入札不調の発生に対して、関係省庁、被災地方公共団体、関係業界団体で構成する「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」の取組をさらに加速させ、引き続き適切な対策を講じるべき。</p>	<p>○ 本県の入札不調の状況</p> <p>平成22年度 3%</p> <p>平成23年度 9%</p> <p>平成24年度 14%（H24.4月～H25.2月）</p>
<p>4 復興の要である交通インフラの整備</p>	
<p>提言（必要とする制度）</p>	<p>理由（具体的課題）</p>
<p>① 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援</p> <p>JR東日本が市町のまちづくりと一体となった鉄道復旧を行うに際し、原状復旧と比べて増加する事業費について、復興交付金の対象とすべき。</p>	<p>○ JR東日本は、ルート変更や嵩上げなど、原状復旧以上の費用について、国や自治体に財政支援を求めているが、被災自治体に費用を負担できる余力がない。</p> <p>○ JR東日本という黒字企業に対する支援ではなく、地域の復興への支援であるとの観点が必要。</p>
<p>② 復興道路・復興支援道路等の道路ネットワークの早期整備に向けた財源措置</p> <p>三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、県の復興計画期間である平成30年度までに全線完成すべき。</p> <p>災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を継続すべき。</p>	<p>○ 国では「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って、三陸沿岸道路等の整備や沿岸と内陸を繋ぐ横断軸の強化に係る完成目標を概ね10年後としている。</p> <p>○ 基幹道路の整備は、暮らしの再建やなりわいの再生を図るうえで極めて重要であり、可能な限り前倒しで完成させることが必要。</p>
<p>③ 多重防災型まちづくりと産業再生の要である港湾整備の促進に向けた財源措置</p> <p>早期完成に向け、復興枠等による整備財源を確実に確保すべき。</p>	<p>○ 湾口防波堤や防潮堤等の防災施設は多重防災型まちづくりの基礎。</p> <p>○ 港湾は本県のものづくり産業を支える物流拠点として欠かせない施設。</p>
<p>5 被災地の将来を見据えた地域産業支援</p>	
<p>提言（必要とする制度）</p>	<p>理由（具体的課題）</p>
<p>① 被災企業等への支援策の拡充</p> <p>一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。</p>	<p>○ 商店街などの本格復興には、嵩上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要すること。</p> <p>○ グループ補助の要件を満たし難い零細な小規模事業者について、大胆な支援が必要。</p> <p>○ 事業を再開した事業所も、販路の消失等による経営難に直面。</p>
<p>② 企業立地補助金による産業集積</p> <p>真の復興を実現するための企業立地の促進に向けた一層のインセンティブとなるような措置を講ずること。</p>	<p>○ 三陸地域の真の復興を実現するには、働く場の確保、とりわけ企業集積が不可欠。</p> <p>○ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、事業期間が限定されている等の課題。</p>

II 国家プロジェクトとしての東北復興構想の具体化

復興の加速に当たって、世界に誇れるような「新しい東北の創造」を目指す戦略的な構想を国家プロジェクトに位置付け、日本の総力を結集したオールジャパンで取り組むことが必要。

- 国際素粒子・エネルギー研究拠点の形成
東北全体の復興と日本再生の象徴となるプロジェクトであるILCを核とした構想
- 海洋再生可能エネルギーに関する研究拠点形成及び導入・利活用
三陸沿岸を実証フィールドとした再生可能エネルギーに関する調査研究の推進